

■平成28年度 情報公開条例・個人情報保護条例
の運用状況を公開します

▼期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日
▼根拠条項 白鷹町情報公開条例第26条・白鷹町個人情報保護条例第39条

白鷹町情報公開条例は、行政の説明責任を明らかにし、わかりやすい町政の実現を目的としています。

また、白鷹町個人情報保護条例は、行政が保有する個人情報の保護及び適正な取り扱いについて定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的としています。

■全国大会出場者に成績優秀者激励金を交付します

白鷹町に住所を有する小・中・高校生等で、文化・スポーツ活動において全国大会に出場される方及びその引率指導者に対し、申請により白鷹町成績優秀者激励金を交付します。
▼交付対象 平成29年度白鷹町成績優秀者激励金交付要綱に規定する要件を満たす方
▼申請手続 全国大会開催日の

●平成28年度の運用状況（件）

項目	町長 部局	議会 事務局	教育 委員会	町立 病院
情報公開請求	1	1	0	0
情報公開等決定	1	1	0	0
情報公開不服申立	0	0	0	0
個人情報開示等請求	0	0	0	0
個人情報開示等決定	0	0	0	0
個人情報保護不服申立	0	0	0	0

【問い合わせ】
総務課総務係 ☎ 85-6120

前後1カ月の間に、申請書に係書類を添付し白鷹町教育委員会へ提出ください。
※詳細は、白鷹町ホームページ
(<http://www.town.shirataka.lg.jp/>) をご覧ください。
【問い合わせ】
教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎ 85-6146

「日本の紅（あか）をつくる町」・「SHIRATAKA RED」ロゴマークが使用できます

町では、「日本の紅（あか）をつくる町」をPRする目的から、「日本の紅（あか）をつくる町」及び「SHIRATAKA RED」ロゴマークを製作しています。

ロゴマークは身の周りのさまざまなものに使用できます。ホームページ記載の「ロゴマークデザイン使用管理要綱」をご覧ください。皆さんの名刺や印刷物、商品などにぜひお使いください。使用料は無料です。

●目的

統一感のある訴求を通じ、町内の企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けて情報発信力を高めることを目指します。

●ロゴマークデザインの内容

- (1)日本の紅（あか）をつくる町…図1
- (2)SHIRATAKA RED…図2、3、4

●使用申請

このロゴマークを使用する際には、「ロゴマーク使用申請書」の提出をお願いします。

申請書は、事務局までおいでいただくか、町ホームページ (<http://www.town.shirataka.lg.jp/2146.html>) からダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出ください。

●使用条件

デザインに加工を施さず使用してください。

【申請先・問い合わせ】

白鷹町「日本の紅（あか）をつくる町」連携推進本部事務局（商工観光課交流推進係内） ☎ 85-6126

図1



図2



図3



図4

